

審議案件 2

第158回大規模小売店舗立地審議会資料(法第5条第1項)

第1 審議案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称) フォルテ新浦安
- 2 所在地：浦安市日の出五丁目1番3
- 3 建物設置者：株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠
- 4 小売業者名：株式会社ベルク(食料品、日用品)  
未定4者
- 5 敷地の概要：

・敷地面積	7,266.88㎡
・都市計画区域	市街化区域
・用途地域	第二種住居地域
・現況	更地
- 6 建物の概要：

・構造	鉄骨造地上2階建
・建築面積	5,086.44㎡
・延床面積	9,927.53㎡
・店舗面積	4,213㎡
- 7 周辺の環境等：JR京葉線・新浦安駅より南東側に約1400mに位置している。北西側は隣接して他社社員寮及び駐車場、北東側は道路を挟んで公園、南東側は道路を挟んで集合住宅及び駐車場、南西側は道路を挟んで商業施設が立地している。
- 8 処理経過：

・届出日	令和4年3月31日
・公告縦覧期間	令和4年4月26日～令和4年8月26日
・説明会	令和4年5月28日 午後5時、午後7時
・開催場所	日の出公民館 大集会室
- 9 市町村・住民等の意見：

・浦安市の意見	なし
・住民等の意見	なし

<届出概要>

- 1 新設日：令和4年12月1日
- 2 店舗面積：4,213㎡
- 3 駐車場の位置：図3  
駐車場の収容台数：183台
- 4 駐輪場の位置：図3  
駐輪場の収容台数：195台
- 5 荷さばき施設の位置：図3  
荷さばき施設の面積：61㎡
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3  
廃棄物等の保管施設の容量：21m<sup>3</sup>
- 7 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午前0時
- 8 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～翌午前0時30分
- 9 駐車場の出入口の数：2か所  
駐車場の出入口の位置：図3
- 10 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 駐車場の収容台数：届出台数 183台（内、軽自動車用10台、身障者用3台）                      （指針による算出）必要駐車台数 183台                      ※市条例等に基づく附置義務：有（浦安市宅地開発事業等に関する条例）                      店舗面積が50㎡を超える場合店舗面積から50を減じた数を50で除した数に1を加えた台数以上  <math>(4,123 - 50) \div 50 + 1 = 82.46 \div 83</math> 台（切り上げ）</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等（図3参照）                      ・屋外平面駐車場（自走式）1か所、屋内立体駐車場1か所及び屋上駐車場1か所                      ・出入口2か所                      交通への支障を回避するための方策                      ・駐車場内に案内看板等を設置し、来店客に経路を周知する。                      ・必要に応じて、新聞折込広告等に案内経路図を掲載する。                      ・オープン時などに出入口付近に交通整理員を配置する。</p> <p>ウ 駐輪場の確保等（図3参照）                      駐輪場の収容台数：届出台数 195台                      （指針による算出）必要駐輪台数 121台（届出書P10参照）                      ※市条例等に基づく附置義務：有（浦安市宅地開発事業等に関する条例（浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例の設置基準））  <math>(4,213 - 20) \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 + = 210.65 \div 211</math> 台                      ※市条例の必要台数の不足分16台については、別途自動二輪車専用駐車場を設置する。</p> <p>※特別な事情による必要駐車台数の算出：無                      駐輪場の管理体制                      ・繁忙時には従業員が巡回し、違法駐輪が行われないよう注意喚起に努める。                      ・営業時間外、深夜等は出入口を施錠し、安全確保に努める。                      駐輪場案内の表示方法                      ・駐輪場看板の掲示及び路面標示を予定している。</p>	<p>※駐車場                      指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場                      指針に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。</p>

<p>エ 荷さばき施設の整備等 (図3参照)</p> <p>(ア) 荷さばき施設の整備 6 1 m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 計画的な搬出入</p> <table border="1" data-bbox="280 231 1523 630"> <thead> <tr> <th>施設名 (面積)</th> <th>荷さばき施設① (6 1 m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時作業可能台数</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>待機スペース</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両専用出入口</td> <td>有 (専用 1 か所)</td> </tr> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td> <td>午前 6 時～午後 1 0 時</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両台数/日</td> <td>1 1 台 (4 t)、3 台 (1 0 t)、2 台 (廃)</td> </tr> <tr> <td>平均的な荷さばき処理時間/台</td> <td>1 5 分 (4 t)、2 0 分 (1 0 t)、1 0 分 (廃)</td> </tr> <tr> <td>ピーク時搬出入車両台数/時間</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>ピーク時荷さばき処理時間/時間</td> <td>5 0 分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき処理可能時間</td> <td>6 0 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 経路の設定</p> <p>(ア) 案内経路 図4のとおり</p> <p>(イ) 周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内に案内看板等を設置し、来店客に経路を周知する。</li> <li>・必要に応じて、新聞折込広告等に案内経路図を掲載する。</li> </ul> <p>(ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無：無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時には誘導員を配置し安全確保に努める。</li> <li>・周辺道路に通学路があることをドライバーに周知徹底する。</li> </ul> <p>(エ) その他 右折入出庫の有無：無</p>	施設名 (面積)	荷さばき施設① (6 1 m <sup>2</sup> )	同時作業可能台数	1 台	待機スペース	無	搬出入車両専用出入口	有 (専用 1 か所)	荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時	搬出入車両台数/日	1 1 台 (4 t)、3 台 (1 0 t)、2 台 (廃)	平均的な荷さばき処理時間/台	1 5 分 (4 t)、2 0 分 (1 0 t)、1 0 分 (廃)	ピーク時搬出入車両台数/時間	3 台	ピーク時荷さばき処理時間/時間	5 0 分	荷さばき処理可能時間	6 0 分	<p>※荷さばき施設</p> <p>搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。</p> <p>※経路</p> <p>経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>
施設名 (面積)	荷さばき施設① (6 1 m <sup>2</sup> )																				
同時作業可能台数	1 台																				
待機スペース	無																				
搬出入車両専用出入口	有 (専用 1 か所)																				
荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時																				
搬出入車両台数/日	1 1 台 (4 t)、3 台 (1 0 t)、2 台 (廃)																				
平均的な荷さばき処理時間/台	1 5 分 (4 t)、2 0 分 (1 0 t)、1 0 分 (廃)																				
ピーク時搬出入車両台数/時間	3 台																				
ピーク時荷さばき処理時間/時間	5 0 分																				
荷さばき処理可能時間	6 0 分																				

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者用通路を駐車場場内に設置する。</li> <li>・混雑が予想される場合は、適宜交通整理員を配置して交通安全に努める。</li> </ul>	<p>※ 歩行者の通行の利便性の確保については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 法令への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物は、食品リサイクル法の基本方針に基づき、発生の抑制・減量・再利用に努めるよう従業員に指導徹底する。</li> <li>・処理業者へ委託し、魚のあらや生ゴミは堆肥・飼料等に、廃油は石鹼等に再利用する。</li> <li>・店頭にてトレー、牛乳パック、ペットボトルのリサイクルボックスを設置し、再資源化に努める。</li> </ul> <p>イ 廃棄物減量化・リサイクルの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンボール・発泡スチロールの減量のため、パレット、リターナブルコンテナを使用する。</li> <li>・贈答品等の簡易包装を推進する。</li> <li>・エコバックの販売や、来客へレジ袋削減のための声かけをして、レジ袋の使用料を削減する。</li> <li>・バラ売り販売を行い、容器包装の削減を行う。</li> <li>・少量パックを採用し販売促進するとともに、売れ残りによる廃棄物の削減を行う。</li> <li>・商品の販売時間や数量など、詳細なデータを把握する情報システムを構築し、生鮮食品、加工食品をいち早く来客に供給するとともに、ロス削減に努める。</li> <li>・朝礼、社内会議において、廃棄物の分別、廃棄物減量化の啓発を行う。</li> <li>・店内にリサイクルに関する取り組みについて掲示し、PRする。</li> <li>・事務所のコピー用紙を両面使用後、再資源化する。</li> </ul>	<p>※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災協定等の締結予定：無</li> <li>・協定以外の防災対策への協力：災害時に物資提供等の要請が行政からあれば、協力する。</li> </ul> <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場等に照明を設置する。</li> <li>・警備員が定期的に巡回することで事件・事故等が発生しないように努める。</li> <li>・駐車場・駐輪場及び場内は、閉店後チェーンバリカーにより施錠・管理し、警備会社による機械警備を行う。</li> <li>・店内各所に防犯カメラを設置する。</li> </ul>	<p>※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設：・荷さばき施設の十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮に努める。</li> <li>・床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努める。</li> <li>・荷さばき作業：・低騒音型台車を使用し、騒音を極力小さくするよう努める。</li> <li>・重量物の積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等を最小限に抑えるよう指導し、徹底する。</li> <li>・看板を設置し、荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底等、作業員への騒音防止の徹底を指導する。</li> </ul> <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <p>BGM等の使用は行わない。</p> <p>(イ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 室外機等からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音機器を導入する。</li> </ul> <p>b 駐車場の騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設面の対策：・駐車場内側溝蓋のボルト止等、衝撃音の発生を抑制する。</li> <li>・運用面の対策：・駐車マスにスムーズに出入り出来るようなレイアウトを検討し、アイドリング・クラクション・空ふかし等が抑えられるよう案内板等に掲示する。</li> </ul> <p>c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設面の対策：・床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努める。</li> <li>・運用面の対策：・深夜・早朝の作業を回避する。</li> <li>・重量物の積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等、最小限に抑えるよう指導し、徹底する。</li> <li>・作業員へ不要な騒音発生を防ぐよう指導する。</li> <li>・騒音対策のため、作業の時間短縮に努める。</li> </ul>	<p>※騒音</p> <p>騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。</p> <p>夜間に発生する騒音の予測評価において、各機器については、敷地境界地点で基準値を下回っている。</p> <p>また、来客車両走行音及び機器合成音については、一部が自敷地境界及び隣地敷地境界で基準値を超過するが、直近住宅外壁で基準値を下回っている。</p> <p>よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。</p>

イ 騒音の予測・評価について (図5及び図6参照)

(ア) 騒音の総合的な予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～6:00）における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。
- c 評価方法：騒音に係る環境基準。
- d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測（等価騒音レベル） 単位：dB				備考
予測地点	用途地域	環境基準 類型	昼間（6:00～22:00）		夜間（22:00～6:00）		
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A	第一種中高層住居専用地域	A	50	55	39	45	
B	第二種住居地域	B	49	55	41	45	
C	第二種住居地域	B	43	55	34	45	
D	第二種住居地域	B	54	55	40	45	

(イ) 夜間における発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界、隣地敷地境界及び直近住居外壁。
- c 評価方法：騒音規制法の夜間の規制基準。
- d 発生する騒音ごとの予測結果（抜粋）

予測地点			音源ごとの予測（最大騒音レベル） 単位：dB									備考	
予測地点	用途地域	騒音規制法 区域	夜間（22:00～6:00）										
			敷地境界	基準値	予測地点	隣地 敷地境界	基準値	予測地点	住居側	基準値	現況		
s3	第二種住居地域	第二種	42	45	-	-	-	-	-	-	-	空調室外機	
s9			40		-	-	-	-	-	-	-	-	空調室外機
s16			37		-	-	-	-	-	-	-	-	空調室外機
r3			43		-	-	-	-	-	-	-	-	冷凍冷蔵庫 用室外機
k6			36		-	-	-	-	-	-	-	-	排気口
q			41		-	-	-	-	-	-	-	-	キュービクル
a1			74		a'1	52	45	a"1	44	45	-	来客車両走行音	
a13			74		a'13	52	40*	a"13	36	45	-	来客車両走行音	
a14			51		a'14	46	40*	a"14	36	45	-	来客車両走行音	
a24			59		a'24	49	45	a"24	42	45	-	来客車両走行音	

※第一種低層住居専用地域（第一種区域）

e 機器合成音の予測結果

予測地点			音源ごとの予測（最大騒音レベル） 単位：dB		備考
予測地点	用途地域区分	騒音規制法 区域区分	夜間（22:00～6:00）		
			敷地境界	基準値	
ア	第二種住居地域	第二種	43	45	
イ	第二種住居地域	第二種	40	45	

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物の保管について (図3 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管のための施設容量の確保                      廃棄物の保管施設の容量 21.0 m<sup>3</sup> (高さ 1.5 m)                      (指針による算出) 廃棄物等の保管容量 19.63 m<sup>3</sup> (届出書 P19 参照)</li> </ul> <p>イ 廃棄物等の運搬及び処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬及び処理方法 許可業者による敷地外処理</li> <li>運搬頻度 毎日</li> </ul>	<p>※廃棄物</p> <p>廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 街並みづくり、景観への配慮</p> <p>関連する計画等：千葉県屋外広告物条例、浦安市景観計画</p> <p>配慮事項：・落ち着いたイメージとして周辺との調和を図る。                      ・屋外広告物の設置に際しては、屋外広告物条例を遵守する。</p> <p>イ 敷地内の緑化計画</p> <p>緑化計画 727 m<sup>2</sup> (敷地面積7,266.88 m<sup>2</sup>の10.0%)                      ※浦安市宅地開発事業等に関する条例 7,266.88 m<sup>2</sup> × 10% = 726.69 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 屋外照明・広告塔照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点灯時間 屋外照明：日没から駐車場利用時間まで                      広告塔照明：日没から閉店時間まで</li> <li>光害対策 敷地外への光を遮るようにする。                      広告面のみを照射するように設置する。</li> </ul> <p>エ その他、景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外周部には緑地を配置する等、周辺との調和を図る。</li> <li>周辺の建物と調和の取れる色彩 (主に茶色等) を使用し、奇抜な色を避け、景観に溶け込む色彩を用いる。</li> <li>建物の外観劣化を防ぐために、維持管理や保守を随時行う。</li> </ul>	<p>※街並みづくり等への配慮</p> <p>街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。</p>



## 3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 浦安市の意見 なし	
イ 住民等の意見 なし	
ウ 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員（県関係課）からの意見 なし	

## 第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。  
駐輪場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。  
経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。
- 3 騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。  
夜間に発生する騒音の予測評価において、各機器については、敷地境界地点で基準値を下回っている。  
また、来客車両走行音及び機器合成音については、一部が自敷地境界及び隣地敷地境界で基準値を超過するが、直近住宅外壁で基準値を下回っている。  
よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、廃棄物の減量化、リサイクル計画、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。
- 6 浦安市及び住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると判断する。

#### 第4 県の意見(案)

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。